

長ス協第56号
令和8年7月28日

ながおか Come100 クラブ
代表者 様

公益財団法人長岡市スポーツ協会
事務局 長

令和8年度ながおか Come100 クラブ活動全国大会等引率旅費支給事業について
(お知らせ)

ながおか Come100 クラブ活動の全国大会等引率に対する旅費の支給について、下記のとおりお知らせします。

ついては、引率旅費の支給を希望する指導人材は、実施要項に基づき、報告してください。

記

1 実施要項

別紙「令和8年度ながおか Come100 クラブ活動全国大会等引率旅費支給事業実施要項」のとおり

2 関係様式

- (1) 全国大会等引率計画書
- (2) 全国大会等引率報告書
- (3) 令和8年度ながおか Come100 クラブ活動全国大会等引率旅費請求書

【申請先】

(公財) 長岡市スポーツ協会

TEL : 0258-34-2130 MAIL : nagaoka-come100club@n-spokyo.or.jp

【本支給事業全般に関する問い合わせ先】

長岡市教育部学校教育課部活動地域展開室

TEL : 0258-39-2036 MAIL : spo-bun@kome100.ne.jp

令和8年度ながおかCome100クラブ活動全国大会等引率旅費支給事業実施要項

1 目的

公益財団法人長岡市スポーツ協会と契約を締結している（公財）長岡市スポーツ協会実施ながおかCome100クラブ活動規約第19条に規定する指導人材（以下「指導人材」という。）が、自らが指導等を行っているながおかCome100クラブ活動（以下「クラブ活動」という。）が支給対象とする大会及びコンクール（以下「支給対象大会等」という。）のうち新潟県外で開催されるものに出場する場合において、出場者の引率に必要な旅費（以下「引率旅費」という。）を支給することで、指導等に係る負担の軽減とともに、活動の活性化を図り、もってスポーツ・文化芸術活動の振興を図ることを目的とする。

2 概要

公益財団法人長岡市スポーツ協会旅費及び費用弁償に関する規程に基づき、新潟県外で開催される支援対象大会等の出場者の引率旅費を指導人材に支給する。

3 支給対象期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

4 支給対象大会等

- (1) 中学校体育連盟主催の北信越中学校総合競技大会及び全国中学校体育大会
- (2) 吹奏楽連盟主催の西関東吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテスト、全日本吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテスト及び東日本学校吹奏楽大会
- (3) 合唱連盟主催の全日本合唱コンクールの支部大会及び全国大会並びに日本放送協会主催のNHK全国学校音楽コンクールの関東甲信越ブロックコンクール及び全国コンクール

5 支給対象人数

引率旅費の支給対象人数は、支給対象大会等に登録・出場する生徒（以下「登録生徒」という。）の人数に応じて次のとおりとする。

- (1) 登録生徒の人数4人以下 1人
- (2) 登録生徒の人数5人以上34人以下 2人
- (3) 登録生徒の人数35人以上 3人

6 対象旅費の概要

(1) 旅費の種類

鉄 道 賃	鉄道及び軌道を利用するときの旅客運賃等。路程に応じ、旅客運賃、急行料金、特急料金、寝台料金又は座席指定料金を支給。
船 賃	船舶を利用するときの旅客運賃等。

航 空 賃	航空機を利用するときの旅客運賃。現に支払う旅客運賃を支給。
その他の交通費	鉄道、軌道、船舶及び航空機以外を利用するときの費用。路程に応じ、定額または実費額により支給。主にバスでの移動にかかる費用が該当。
宿 泊 費	旅行中の宿泊に要する費用（素泊り料金）。宿泊地の都道府県ごとの基準額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限に実費額を支給。
包 括 宿 泊 費 （パック旅行）	いわゆるパック旅行に要する経費。
宿 泊 手 当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として、旅行中の宿泊数に応じて1夜当たりの定額を支給。

(2) 旅費の基準額等

別紙のとおり

(3) 旅費の留意事項

ア 最も安価な経路で積算するなど、妥当かつ適正な旅費とすること。

イ 団体旅行等の一員として、借り上げたマイクロバス等の費用について応分の負担をする場合は、当該負担額を交通費実費とみなし、旅費（その他の交通費）と認める。

ウ 自家用車に係る旅費は認めない。

エ タクシー又はレンタカーに係る旅費は認めない。ただし、公共交通機関が整備されていないなどのやむを得ない理由がある場合を除く。この場合には、事前に理由書を提出して承認を受けるとともに、領収書の提出を要する。

オ 鉄道賃の特別車両料金や航空機の特別座席料金、ビジネスクラス、ファーストクラスなどは認めない。

(4) 支払い上の留意事項

ア 次の旅費については、記載する領収書等を取得し、その写しを提出すること。なお、次の旅費については、原則として領収書等がないときは支給しない。

(ア) 鉄道賃 特急料金を利用するときは当該領収書又は特急券

(イ) 宿泊費 宿泊料金、朝食・夕食の有無が分かる領収書

(ウ) 航空賃 搭乗券半券又は登場証明書及び領収書

(エ) 包括宿泊費（パック旅行） 包括宿泊費（パック旅行）の内容が分かる資料及び領収書

(オ) その他 団体旅行等の一員として費用を負担するときは当該負担額の領収書

イ 航空機に搭乗した際のマイレージ・ポイント等の個人の特典は、その取得を自粛すること。

6 支給の手続き

- (1) 引率旅費の支給を受ける指導人材（以下「支給対象者」という。）は、支給対象大会等への出場が決定した時は、その引率計画を様式1「全国大会等引率計画書」により（公財）長岡市スポーツ協会に報告する。

- (2) (公財)長岡市スポーツ協会は、提出された全国大会等引率計画書を確認し、様式2「全国大会等引率旅費計算書」を作成して支給対象者に通知する。
- (3) 支給対象者は、支給対象大会等が終了したときは、様式3「全国大会等引率報告書」を作成し、必要に応じて領収書等を添付して(公財)長岡市スポーツ協会に提出する。
- (4) (公財)長岡市スポーツ協会は、提出された全国大会等引率報告書を確認し、支給する引率旅費の額を確定して支給対象者に通知する。
- (5) 確定した引率旅費について、支給対象者は様式4「請求書」を(公財)長岡市スポーツ協会に提出し、(公財)長岡市スポーツ協会は請求書に記載された口座に振り込む。

【提出先】

(公財)長岡市スポーツ協会 担当：室賀・佐藤

TEL：0258-34-2130

メールアドレス：nagaoka-come100club@n-spokyo.or.jp

【本支給事業全般に関する問い合わせ先】

長岡市教育部学校教育課部活動地域展開室

TEL：0258-39-2036

メールアドレス：spo-bun@kome100.ne.jp

1 宿泊費基準額（１夜につき）

都 道 府 県	金 額	都 道 府 県	金 額	都 道 府 県	金 額
北 海 道	15,000円	石 川 県	10,000円	岡 山 県	14,000円
青 森 県	12,000円	福 井 県	10,000円	広 島 県	14,000円
岩 手 県	10,000円	山 梨 県	13,000円	山 口 県	9,000円
宮 城 県	12,000円	長 野 県	13,000円	徳 島 県	10,000円
秋 田 県	11,000円	岐 阜 県	13,000円	香 川 県	15,000円
山 形 県	10,000円	静 岡 県	12,000円	愛 媛 県	12,000円
福 島 県	9,000円	愛 知 県	12,000円	高 知 県	12,000円
茨 城 県	11,000円	三 重 県	12,000円	福 岡 県	17,000円
栃 木 県	11,000円	滋 賀 県	11,000円	佐 賀 県	11,000円
群 馬 県	12,000円	京 都 府	20,000円	長 崎 県	13,000円
埼 玉 県	16,000円	大 阪 府	16,000円	熊 本 県	14,000円
千 葉 県	17,000円	兵 庫 県	17,000円	大 分 県	11,000円
東 京 都	21,000円	奈 良 県	12,000円	宮 崎 県	11,000円
神 奈 川 県	16,000円	和 歌 山 県	11,000円	鹿 児 島 県	11,000円
新 潟 県	16,000円	鳥 取 県	9,000円	沖 縄 県	12,000円
富 山 県	11,000円	島 根 県	12,000円		

2 宿泊手当の額（１夜当たり）

区 分	金 額
素泊まり	2,400円
朝食又は夕食（１食）付き	1,600円
朝食及び夕食（２食）付き	800円
移動中の宿泊	2,400円
移動中の宿泊で移動費に食費に相当するものが含まれるとき	800円